

遺言執行士

NEWS RELEASE

2018年5月24日

一般社団法人 日本遺言執行士協会

個人賛助会員は「遺言執行士試験」受験料を免除

一般社団法人日本遺言執行士協会（東京都中央区、代表理事石田泉）は、民間資格である遺言執行士の試験を実施しているが、この度、受験手数料規定を一部変更する。

現在、受験者は一回の受験ごとに受験手数料 7,000 円（税別）を納付しているが、今後は、協会の運営する遺言執行士クラブの個人賛助会員に対し、年会費納入後 1 年以内であれば何回でも受験できる権利を与えることとした。

個人賛助会員の入会金は 10,000 円、年会費は 12,000 円（いずれも税別）である。

更に、個人賛助会員が、試験合格後に正会員に登録変更を希望する場合、入会金 10,000 円・登録料 20,000 円は免除する。この場合も、年会費 20,000 円は必要となるが、個人賛助会員の年会費の残存部分（1 ヶ月未満は切り捨て）は正会員の年会費に充当される。

この変更によって、受験希望者はこれまでどおり 1 回の受験ごとに手数料を納付して受験する方法以外に、個人賛助会員になることにより、「合格するまで何回でも受験する」という方法を選択できることになる。

日本遺言執行士協会は、今後、試験合格者及び遺言執行士を増やすことによって遺言執行士を普及させ、日本人の遺言が早く確実に執行される社会を目指すとしている。

資料請求は下記へ

〒104-0061 東京都中央区銀座 6 丁目 12 番 15 号
いちご銀座 612 ビル
一般社団法人 日本遺言執行士協会 事務局
電話 03-6264-5005 FAX 03-3575-5103
E-mail:info@igon.co.jp <http://igon.co.jp>